

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年10月14日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の一部改正案等
に関する意見募集について ◆

平成21年10月14日付で厚生年金基金の代行保険料率算定通知の一部改正案等が公表され、この案に対して、厚生労働省が広く国民の意見（パブリックコメント）の提出を受け付けることとなりました。

本改正案には、代行保険料率算定に係る内容に加え、厚生年金基金の財政運営基準の一部改正案も記載されております。

（厚生労働省のホームページ『パブリックコメント』をご参照ください。）

意見等の提出は平成21年11月12日までとなっております。

なお、代行保険料率の算定に関する省令改正等の内容につきましては、中央三井アセットの年金情報（平成21年9月11日付および平成21年9月17日付）をあわせてご参照ください。

〔主なポイント〕

代行保険料率算定関係

- 全ての基金において代行保険料率を算定すること
- 代行保険料率の算定に使用する予定利率と予定死亡率を変更すること
- 代行保険料率に基づき決定される免除保険料率に経過措置を定めること

財政運営基準関係

- 回復計画作成時の最低責任準備金の将来予測に用いる利率の下限を変更すること
- 変更計算報告書の提出期限を延長すること

改正案の概要を別紙にまとめておりますので、ご参照ください。

以上



<改正案の概要>

1. 代行保険料率算定関係

(1) 厚生年金本体の財政検証に伴う代行保険料率の算定

原則、平成 21 年 3 月 31 日を基準日として、全ての厚生年金基金が代行保険料率を算定することとされました。

(2) 代行保険料率の算定に使用する予定利率の変更

変更前：年 3. 2% ⇒ 変更後：年 4. 1%

(注) 予定死亡率については、平成 21 年 9 月 30 日付財政運営基準の改正により変更されたものを、上記(1)の代行保険料率の算定に使用することとされました。

(3) 代行保険料率に関する経過措置

平成 22 年 4 月から次回の厚生年金本体の財政検証による免除保険料率の見直しまでの間の経過措置として、一定の条件を満たす場合(注)には、以下の①と②の高い方を基準に免除保険料率を決定することとされました。

①変更後の予定利率等により計算される「新代行保険料率」

②平成 22 年 3 月分の免除保険料率の基準となる「代行保険料率」

(注) 代行保険料率算定基準日において、以下の条件を満たす場合
「過去期間代行給付現価」>「最低責任準備金」

(4) 代行保険料率算定届出書の作成方法について

経過措置期間中の記載方法が示されております。

(5) プラスアルファの算定について

プラスアルファを算定する場合には、改正後の代行保険料通知に基づく予定利率及び死亡率を用いることとされました。

(6) 提出時期

提出時期はそれぞれ以下のとおりに定められました。

① (1) に係る代行保険料率算定届出書：平成 22 年 1 月末日

② 財政再計算報告書(該当基金)：平成 22 年 2 月末日

(注) 代行保険料率算定届出書の提出に際しては、代議員会の議決や承認は不要。



2. 財政運営基準の一部改正について

(1) 回復計画作成時の最低責任準備金の将来予測に用いる利率の下限について

非継続基準の財政検証により積立水準の回復計画を策定する場合の最低責任準備金の将来予測に用いる付利利率を、原則として以下の①又は②のうち、いずれか小さいものを下回らないものとするものとされました。

① 回復計画の作成時における直近の過去5事業年度の厚生年金本体の実績運用利回りの平均（ただし、当該平均が零を下回る場合にあっては、実績に基づき合理的に見込まれる率）

② 厚生年金本体の財政検証で用いた運用利回りの前提
(補足)

1. 上記アンダーライン部分が3から変更されます。

2. 過去5事業年度の平均には、毎年8月に公表される直近年度の厚生年金本体の運用利回りを反映することとなります。

(2) 変更計算報告書の提出期限について

変更計算の結果、掛金の見直しが不要となる場合に提出する数理資料（変更計算報告書）の厚生労働大臣宛提出期限を、該当した日から11か月以内に延長することとされました。

（変更前は6か月）

以上

